

宇治市公告第 6 5 号

西小倉浄水場配水設備ほか更新工事に係る一般競争入札について

西小倉浄水場配水設備ほか更新工事について、一般競争入札を行いますので、次のとおり公告します。

本工事は、京都府電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）による電子入札対象案件です。なお、本工事は、「週休 2 日制工事」として、月単位の週休 2 日に取り組む工事です。

令和 8 年 9 月 1 1 日

宇治市長 松村 淳子

1 入札に付する事項

- (1) 工 事 名 西小倉浄水場配水設備ほか更新工事
- (2) 工事場所 宇治市伊勢田町中遊田地内
- (3) 工事概要 工事内容は、次の事項を予定している。

【機械設備工事】

- ・ポンプ設備据付工
 - 水中配水ポンプ 3 台
 - 給水ユニット 1 組
- ・配管据付工 一式
- ・撤去工 一式
- ・仮設工 一式

【電気設備工事】

- ・電気設備据付工 一式
- ・電気設備の機能増設 一式
- ・電気配管配線工 一式

【土木工事】

- ・配水ポンプ井改造工 一式
- ・第二配水池改造工 一式
- ・防食塗装更新工 A=1003m²

- ・ 場内配管工 一式
- ・ 仮設配管工 一式
- ・ 付帯工 一式

(4) 工 種 機械器具設置工事

(5) 工事期間 契約日から令和10年12月25日まで 789日間

(6) そ の 他 本件は資本関係又は人的関係のある会社の同一入札への参加制限を適用する。

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件の全てを満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (2) 宇治市入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (3) 4（2）③に定める一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）の受付期間の最終日から入札執行の日までの期間に「宇治市競争入札等参加資格の停止に関する要領」に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、会社更生法に基づき更生手続開始決定がなされている場合及び民事再生法に基づき再生手続開始決定がなされている場合を除く。
- (5) 宇治市暴力団排除条例（平成25年宇治市条例第43号）第2条第4号の暴力団員等又は同条第5号の暴力団密接関係者でないこと。
- (6) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による特定建設業の許可を機械器具設置工事業について受けている単体企業であること。
- (7) 本件確認申請書受付期間の最終日現在で、有効な建設業法第27条の23第1項の規定による経営事項審査（以下「経営事項審査」という。）を受けており、かつ、経営事項審査の総合評定値通知における機械器具設置の総合評定値（P）が850点以上であること。

なお、当該総合評定値通知は、本件確認申請書受付期間の最終日現在で、有効なものでなければならない。

(8) 社会保険等（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険）加入業者であること。

(9) 平成28年4月から参加表明書提出日までに完了検査を受けた上水道施設における送配水ポンプ設備の設置又は更新工事の施工実績（配管工事等の部分的な工事及び修繕工事は除く。）を有すること。（公共発注及び元請のものに限る。）

(10) 以下の全ての条件を満たす監理技術者を工事現場に専任で配置し得ること。

- ① 確認申請書の提出日以前に3か月以上の雇用関係にあること。
- ② 本工事を施工するに当たり必要な資格を有すること。
- ③ 営業所における専任の技術者以外の技術者であること。

(11) 以下の全ての条件を満たす現場代理人を工事現場に専任で配置し得ること。

- ① 確認申請書の提出日以前に3か月以上の雇用関係にあること。
- ② 営業所における専任の技術者以外の者であること。

3 入札参加資格の確認

(1) 本工事の入札に参加しようとする者は、確認申請書及び資格確認資料を提出し、入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。

なお、期限までに確認申請書及び添付資料を提出しない者並びに入札参加資格を有しない者は、本件入札に参加することができない。

(2) 資格確認資料として添付する書類

資格確認資料は、次のものとする。

- ① 建設業の許可を証する書類の写し
- ② 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し
- ③ 施工実績調書
- ④ 配置予定監理技術者調書
- ⑤ 配置予定現場代理人調書

（配置予定技術者が配置予定現場代理人を兼務する場合は不要）

(3) 提出部数 1部

4 入札参加資格の確認手続

(1) 確認申請書及び関係書類の配布

① 入手方法

京都府入札情報公開システム（以下「入札情報公開システム」という。）
の入札公告・入札情報からダウンロードすること。

② 配布期間

令和8年9月11日 午前9時から

令和8年9月17日 午後2時まで

③ その他

確認申請書等作成説明会は、実施しない。

(2) 確認申請書の提出

① 提出方法等

- ・電子入札システムにより確認申請書を提出する者（以下「電子入札者」という。）は、電子入札システムの該当案件から確認申請書を提出すること。
なお、添付書類のファイルサイズが総量で2メガバイトを超える場合は、添付書類の全てを持参し、又は郵送すること（③に示す受付期間内に必着させ、郵便書留等の配達記録が残る方法を利用するものに限る。）。
- ・やむを得ず、発注者の承諾を得て紙入札方式により入札参加する者（以下「紙入札者」という。）は、③に示す受付期間内（閉庁日並びに正午から午後1時まで及び午後5時から午後6時までを除く。）に提出書類を持参すること。

② 持参し、又は郵送する場合の提出先

郵便番号 611-8501

京都府宇治市宇治琵琶33番地 宇治市総務・市民協働部契約課

③ 確認申請書及び添付書類の受付期間

令和8年9月11日 午前9時から

令和8年9月17日 午後2時まで

(3) 入札参加資格の確認通知

確認申請書及び資格確認資料等により入札参加資格の有無を審査し、結果を通知する。

- ① 審査結果は、令和８年１０月５日に電子入札システムにより通知する。
ただし、紙入札者には電子メール等により連絡するので、連絡以降、通知書を宇治市総務・市民協働部契約課まで受け取りに来ること。
- ② 資格審査結果に対する説明は、宇治市総務・市民協働部契約課において行う。

(４) その他

- ① 確認申請書等の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- ② 提出された確認申請書等は返却しない。
- ③ 提出期限を過ぎた場合は、確認申請書等の差し替え及び再提出は認めない。

５ 設計図書の配布

(１) 入手方法

入札情報公開システムの入札公告・入札情報からダウンロードすること。

(２) 配布期間

令和８年 ９月１１日 午前９時から

令和８年１０月２１日 午後２時まで

６ 設計図書類に関する質疑回答

(１) 提出方法

設計図書等に対する質疑がある場合は、書面に要旨をまとめ、次の提出先へ持参し、又はFAXにより提出すること（郵送及び電子メールによるものは受け付けない。）。

(２) 提出先

質疑宛先：宇治市総務・市民協働部契約課

FAX 番号：０７７４－２０－８７７８

(３) 質疑の受付期間

令和８年 ９月１１日 午前９時から

令和８年１０月 ６日 正午まで

(４) 回答

回答については、令和8年10月13日午後1時以降に入札情報公開システムに掲載する。

7 入札期間及び開札の日時

(1) 入札期間

令和8年10月20日 午前9時から午後6時まで

令和8年10月21日 午前9時から午後2時まで

(2) 開札日時

令和8年10月22日 午前10時00分

8 入札書の提出方法

(1) 電子入札者は、本公告に示す入札期間内に電子入札システムにより入札書を提出すること。

(2) 紙入札者は、本公告に示す入札期間内（正午から午後1時まで及び午後5時から午後6時までを除く。）に宇治市総務・市民協働部契約課へ本市様式による入札書を提出すること（必着）。

なお、提出方法の詳細について、入札事務関係職員の指示に従わなければならない。

9 入札方法等

宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準による。

10 入札の無効

次の入札は、無効とする。

(1) 本公告に示した入札に参加する必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札。

なお、入札参加資格のある旨確認された者であっても、入札時点において本公告に示した入札に参加する必要な資格のない者は、入札参加資格を有しない者に該当する。

(2) その他の事項は、宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準による。

11 予定価格

本件の予定価格は、620,074,400円（消費税及び地方消費税相当額

を含む。)である。

1 2 最低制限価格

本件については、最低制限価格を設定しない。

低入札価格調査制度を採用する。調査基準価格の算定に当たっては、補正係数(α 値)は用いない。

なお、調査基準価格については、入札(見積)の経過及び結果と併せて公表する。

1 3 落札者の決定

宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準による。

1 4 入札保証金

入札保証金は免除する。ただし、落札者が契約をしない場合は、落札金額の100分の3相当額の違約金を徴収する。

1 5 契約

本契約書は、宇治市工事請負契約約款に基づき作成する。

1 6 契約保証金

宇治市工事等競争入札心得による。

1 7 支払条件

(1) 前払金

前払金は、各年度出来高予定額に100分の40を乗じて計算した金額とする。

(2) 部分払

各会計年度の支払限度額の範囲で出来高に応じて支払う。

部分払の回数は、2回とする。

(3) 各年度の支払限度額

各年度の支払限度額の比率は、おおむね次のように設定しているが、工事の進捗状況により、変更する場合がある。

令和 8 年度 29 パーセント (内、前払金支払を除いた額を翌年度繰越)

令和 9 年度 48 パーセント

令和10年度 23 パーセント

1 8 閲覧

宇治市財務規則（昭和44年宇治市規則第1号）、宇治市水道施設及び下水道施設の工事の前払金に関する規程（平成4年宇治市水道事業管理規程第14号）、宇治市工事請負契約約款、宇治市工事等競争入札心得、宇治市建設工事等電子入札運用基準、低入札価格調査制度に関する要領は閲覧することができる。

1 9 その他

- （1）入札参加者は、工事入札にあたっての注意事項など（電子入札実施用）、宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準を熟読し、遵守すること。
- （2）確認申請書及び資格確認資料に虚偽の記載をした場合には、宇治市の指名停止措置を行うことがある。
- （3）入札辞退者に不利益を課すことはない。
- （4）入札参加に当たっては建設資材等の調達について十分注意すること。
- （5）1から19までに定めるもののほか、宇治市財務規則、宇治市水道施設及び下水道施設の工事の前払金に関する規程、宇治市工事等競争入札心得、宇治市建設工事等電子入札運用基準、低入札価格調査制度に関する要領の定めるところによる。

なお、1から19までに定めるもののほか、事務上の都合により、必要に応じて宇治市長が一部を変更し、又は追加する場合がある。

問合せ先	宇治市総務・市民協働部契約課
郵便番号	611-8501
所在地	京都府宇治市宇治琵琶33番地
電話番号	0774-20-8716
FAX番号	0774-20-8778

工事入札参加者の皆様

低入札価格調査制度適用の工事入札に当たっての 注意事項など（電子入札実施用）

低入札価格調査制度適用の工事の入札参加に当たっては、以下の事項に十分注意してください。

1) 低入札価格調査制度の適用

工事種別ごとの発注基準に基づき、下表の工事については、「低入札価格調査制度」を適用します。ただし、総合評価については金額に関わらず適用します。

工事種別	予定価格（税抜）	工事種別	予定価格（税抜）
一般土木	概ね 3 億円以上	管	概ね 1 億 5 千万円以上
建 築	概ね 1 0 億円以上	舗 装	6 千万円以上
電 気	概ね 1 億 5 千万円以上	造 園	6 千万円以上
水道施設	概ね 3 億円以上	その他の工事	6 千万円以上

2) 低入札価格調査制度について

- ① 入札の結果、調査基準価格を下回った者がなければ最低価格入札者を落札者とします。

【調査基準価格】

調査基準価格は次の(1)から(4)の合計金額（1 0 0 0 円未満切り捨て）とします。ただし、その額が予定価格(税抜)に1 0 分の9. 2を乗じて得た額を超える場合にあつては1 0 分の9. 2、1 0 分の7. 5を乗じて得た額を下回る場合にあつては1 0 分の7. 5の額とし、1 0 0 0 円未満を切り捨てた額とします。

なお、建築工事等の各項目に区分する金額は令和5年5月付「最低基準価格及び調査基準価格（低入札価格調査制度）の運用について」の計算式によるものとします。

- (1) 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
- (2) 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- (3) 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額
- (4) 一般管理費の額に10分の6.8を乗じて得た額

※各項目は円未満切捨て。

なお、本件は「最低基準価格及び調査基準価格（低入札価格調査制度）の運用について」の「一般土木工事」及び「上下水道等工事(機械設備工事)(電気設備工事)」の算出を適用しています。

- ② 入札の結果、調査基準価格を下回った者があれば、以下の失格基準価格（円未満切り捨て）を設定することとし、提出用内訳書に記載の各項目の額がいずれか1項目でも下回った者は失格となります。

【失格基準価格】

- (1) 直接工事費の額に10分の9を乗じて得た額
- (2) 共通仮設費の額に10分の8を乗じて得た額
- (3) 現場管理費の額に10分の8を乗じて得た額
- (4) 一般管理費の額に10分の3を乗じて得た額

※それぞれの項目（直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費）に区分するものについては「最低基準価格及び調査基準価格（低入札価格調査制度）の運用について」の計算式によるものとします。

※それぞれの項目（直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費）に区分するものについて、機器費を「最低基準価格及び調査基準価格（低入札価格調査制度）の運用について」の計算式により換算した上で、それぞれの項目に区分するための「失格基準価格比較用」の様式を『提出用内訳書』に添付していますので、記載の上、提出してください。各費目に区分されたいずれかが失格基準価格を1項目でも下回った者は失格となります。

- ③ 最低価格入札者が調査基準価格を下回り、かつ失格基準価格を上回る場合、最低価格入札者は調査対象者となるため、一旦保留として調査を行い、履行が可能であると認めた場合は契約締結します（同価の入札により候補者が複数いる場合は、電子入札システムにおけるくじ機能を用いて調査対象者を決定します）。なお、調査対象者は、当該入札以後の入札等について、1ヶ月間（開札日から）参加できません（特定建設工事共同企業体の場合はすべての構成員）。ただし、調査対象者の制限は、落札通知を行った日をもって解除することができます。
- ④ 調査対象者の入札について調査の結果、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認めた場合は、当該調査対象者を失格とし、次順位の価格

者を確認します。調査対象者の決定等は③と同様の取り扱いとなりますが、入札参加の制限については、調査開始の日から1ヶ月間となります（次々順位以降の価格者の場合も同様です）。

- ⑤ 低入札価格調査制度に関する要領及び様式等については、宇治市ホームページに掲載しています。低入札価格調査対象者となった場合は、ホームページから様式をダウンロードし、作成要領に従って提出資料を作成してください。
- ⑥ 低入札価格調査を経て落札者となった場合は、監理技術者又は主任技術者と同等の資格を有する者（監理技術者等になりうる資格の保有者）を補助者として専任で配置してください。入札参加時に配置予定技術者調書を提出している場合、増員する技術者は、調書に記載の者に限りません。
※配置予定技術者に監理技術者が必要な場合は、補助者も監理技術者の配置が必要です。
※特定建設工事共同企業体が受注した工事の場合、補助者は各構成員がそれぞれ1名追加配置するものとします。

3) 提出書類及びその他特記事項について

令和7年4月以降に入札公告等を行う案件から、調査資料提出時の運用及び当該資料の受理方法を変更しておりますので注意してください。

- ① 4) に記載の内訳書は、調査の際に提出する関係書類（別紙様式1～13及び添付資料）（以下「調査資料」という。）と同一内容及び数値となるよう十分注意してください。
- ② 調査資料は、開札日の翌日から起算して5日後（閉庁日を除く）の午後5時までに電子媒体（CD-R）で1部、書面で12部提出してください。受付時に調査資料の確認及び内容について聞き取りを行うため、調査資料の提出日時を契約課と調整して持参するものとします。
- ③ 調査資料提出時に、調査対象者同席のもと資料の確認及び内容について聞き取りを行い、資料に不備又は不足がある場合は受理しません。
- ④ 調査資料に不備又は不足があった場合で再度提出を希望する場合は、提出期限内において②及び③と同様の手続きを行います。なお、調査対象者の事情により、再提出が出来ない場合でも異議の申し立てをすることはできません。
- ⑤ ②で求める期限までに不備又は不足のない調査資料を提出できない場合は失格とし、宇治市競争入札等参加資格の停止に関する要領に基づく措置を行うものとします。ただし、期限までに低入札価格調査辞退届を提出した場合は、

失格とし⑩に記載の取り扱いとします。なお、当該辞退届を提出した場合、2)の③及び④に記載の参加制限は解除されます。

- ⑥ 契約内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるか否かを判断するために、追加資料の提出を求めることがあります。追加資料を指定した期限までに提出できない場合は、⑤に記載の辞退届を提出してください。
- ⑦ 調査資料の提出後にヒアリングを行う場合があります。ヒアリングには、当該工事の配置予定技術者の同席を求めます。
- ⑧ 調査後に契約締結する場合、契約保証金は契約代金の20%相当額となります。
- ⑨ 本工事は調査基準価格が事後公表の案件となるため、調査を辞退することが可能です。調査を辞退する場合は、以下のとおり手続きしてください。なお、調査を辞退した場合は失格とし、⑩に記載の取り扱いとします。

(1) 開札前に調査を辞退する場合

入札書の受付期間中に、低入札価格調査辞退届を契約課に持参又はファックスで提出してください。なお、ファックスで提出する場合は、契約課に到着確認の連絡をしてください。

開札前に調査を辞退した場合は、開札の結果、調査対象者となっても、2)の③及び④に記載の参加制限は受けません。

(2) 開札後に調査を辞退する場合

調査資料の提出期限までに、低入札価格調査辞退届を契約課に持参又はファックスで提出してください。なお、ファックスで提出する場合は、契約課に到着確認の連絡をしてください。

開札後に調査を辞退する場合、2)の③及び④に記載の参加制限の対象となります。なお、参加制限は辞退届の提出をもって解除できるものとします。ただし、辞退届を提出し参加制限が解除されても、既に参加制限を受けた他の入札等は解除の対象外ですので注意してください。

また、期限までに辞退届が提出されない場合、⑤に記載の指名停止の対象となりますので注意してください。

- ⑩ 調査基準価格が事後公表の案件で開札後に調査辞退届を提出した場合、又は「期限までに求められた資料が提出できない」旨の申出書を提出した場合は、次のような取り扱いとなりますので注意してください。

1回目 口頭注意

2回目 文書による警告

3回目 指名停止

※本取り扱いの履歴は年度末でリセットします。

4) 内訳書の提出について

予定価格が200万円以上の工事案件において、入札時に内訳書の提出を求めます。様式は「任意」としてありますが、作成に当たっては次の点に注意してください。

(1) 内訳書に記載すべき内容

内訳書には、必ず次の項目を具備してください。

- ①工事名
- ②商号又は名称
- ③代表者氏名（電子入札のため代表者印は不要）
- ④『提出用内訳書』に記載された全項目及びそれに対応する金額

※ ④については、本市が案件毎に閲覧設計書とは別に準備する『提出用内訳書』の中の項目と同一の項目を全て記載したものにしてください。

(2) 提出方法

入札の際に、京都府電子入札システムにより提出してください。

(3) 失格となる場合

- I. 内訳書を提出しなかった者
- II. 次の項目のうち、いずれかに該当する内訳書を提出した者
 - ①内訳書に記載すべき内容（上記（1）①～④）のうち、いずれかひとつでも脱落しているもの
 - ②異なる工事名、商号又は名称、代表者氏名が記載されているもの（明らかな誤記を除く。）
 - ③『提出用内訳書』に記載のない工種や種別が記載されているもの
 - ④内訳書の計算に誤りがあるもの
 - ⑤内訳書に記載の工事価格と入札額が異なるもの

(4) 労務費等の記載について

「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」の改正に伴い、入札の際に入札金額の内訳として、「材料費、労務費及び当該公共工事に従事する労働者による適正な施工を確保するために不可欠な経費として国土交通省令で定めるもの」を記載しなければならないこととされたため、内訳書の様式に以下の項目を追加します。入札の際には記載して提出してください。

- ①材料費
- ②労務費
- ③法定福利費（労災保険料、雇用保険料、健康保険料、介護保険料及び厚生年金保険料等の事業主負担額）
- ④建退共掛金（建設業退職金共済制度の掛金）

⑤安全衛生費（労働安全衛生法令等に基づく労働災害防止対策に必要な経費）

※ 当面の間は、上記の項目について内訳書の記載に不備があった場合でも失格としませんが、落札決定後速やかに不備のない内訳書を提出してください。なお、（４）労務費等の記載について以外の内訳書の記載内容については、従前どおり不備があれば失格となります。不備の内容によっては、記載内容について確認を行う場合があります。

※ 詳しくは、宇治市ホームページ（<https://www.city.uji.kyoto.jp/soshiki/27/98929.html>）をご確認ください。

5）配置予定（主任・監理）技術者について

本工事に配置される監理技術者及び現場代理人（以下「技術者等」という。）は専任となるが、監理技術者が他工事を兼任する場合は、配置予定監理技術者調書にその旨を記載すること。

開札日が同日又は開札日は異なるが入札日が同日の他の工事を落札し、参加表明時に提出された技術者等をあてることができないと判断した場合には、自動的に辞退扱いとして処理します。なお、参加表明時に複数の技術者等を提出している場合で、そのうちの一部の技術者等を配置することができなくなった場合には、必ず入札書受付開始日の1営業日前の午後5時までに宇治市総務・市民協働部契約課に持参又はファックス（電話にて到着確認をしてください。）により書面にて提出してください。落札したにもかかわらず、技術者等をあてることができない場合には、違約金の徴収及び指名停止措置の対象となりますので、ご注意ください。

6）建設業退職金共済制度の活用について

建設業退職金共済制度は、建設労働者の福祉の増進と雇用の安定を図り、建設業の振興と発展に資することを目的とした制度です。工事施工中に新たに「共済証紙」を購入したり、追加で購入した場合においても、「掛金収納書」（原本）を提出してください。

7）資本関係又は人的関係のある会社の同一入札への参加制限について

入札において、同一入札に参加することのできない資本関係又は人的関係のある会社の二者以上の者が確認された場合、該当する全ての者の入札を無効とします。ただし、そのうちの一者が入札をするまでに、その者を除く全ての者が入札を辞退した場合は、この限りではありません。また、この場合に、本取扱いを遵守する目的で辞退する者を決めるために当事者間で連絡を取ることは、宇治市工事等入札心得第19条第2項の規定に抵触しません。

8) 社会保険等の加入について

本件は下請負人を含め、社会保険等（健康保険、厚生年金保険、雇用保険）に加入していることを参加条件としていますのでご注意ください。

9) 建設工事の入札における違算等の取扱い

違算等で予定価格（設計額）に変更が生じる場合であっても、入札書受付開始前の段階で違算等が判明し、違算等の程度が軽微な場合は、予定価格等を変更し入札を続行できることとします。ただし、軽微な違算等であっても、積算内容の変更により、入札参加資格要件に変更が生じる場合等は入札を中止します。また、入札書受付開始から開札までの間に違算等が判明した場合は入札を中止し、違算等の程度が軽微な場合で、かつ入札参加資格要件に変更が生じない場合等は、指名競争入札へ移行できることとします。ただし、入札書を提出する以前に入札参加資格申請等を取り下げた者、入札を辞退した者、入札不参加の者は指名しません。

10) 指名業者の事後公表拡大について

予定価格1億円以上の工事を除く全ての入札・見積において、指名業者（入札・見積参加者）を事前公表としていましたが、談合等の不正行為防止の観点等から、全ての入札・見積で指名業者を事後公表とします。

11) 競争入札参加資格者への連絡方法について

入札、契約等に係るお知らせ（京都府電子入札システムより送信されるメールを除く）は、競争入札等参加資格審査申請の際に記入いただいたメールアドレス（申請後に変更の届出をしている場合はそのメールアドレス）に送信します。新たにメールアドレスを登録される場合や他のメールアドレスに変更を希望される場合は、競争入札等参加資格審査申請事項変更届を契約課に提出してください。※「@city.uji.kyoto.jp」ドメインからのメールを受信できるよう設定してください。また、メールが迷惑メールフォルダに振り分けられないよう受信設定をご確認ください。なお、送信するメールアドレスは「keiyakuka@city.uji.kyoto.jp（契約課）」「k-soukatsu@city.uji.kyoto.jp（建設総括室）」です。

12) 電子保証について

電子保証とは、従来の書面で発注者に提出していた契約保証、前払金保証及び中間前払金保証の保証証書について、インターネットを介した方法により提出することができる仕組みです。電子保証の対象となる保証証書は、保証事業会社（西日本建設業保証株式会社等）による契約保証、前払金保証及び中間前払金保証となります。詳しくは、宇治市ホームページ（<https://www.city.uji.kyoto.jp/soshiki/27/86848.html>）をご確認ください。

13) 建設リサイクル法対象工事の契約締結事務手続きについて

特定建設資材を用いた建築物等の解体工事、特定建設資材を使用する一定規模以上の建設工事（対象建設工事）については、特定建設資材廃棄物を基準に従って工事現場で分別（分別解体等）し、再資源化等することが義務付けられています。下記の工事が対象となりますので、「法第13条及び省令第7条に基づく書面」を京都府入札情報公開システムの入札公告・入札情報の本案件のページからダウンロードし、記載例に従い必要項目を記入の上、契約書約款の最終頁として綴じてください。

- ①建築物に係る解体工事の場合 ※床面積 80 ㎡以上
- ②建築物に係る新築工事等の場合 ※新築・増築 500 ㎡以上、修繕・模様替等 1 億円（税込）以上
- ③建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事（土木工事等）の場合 ※500 万円（税込）以上

下請負（再委託）についての注意事項

宇治市が発注する建設工事等にかかる契約については、宇治市競争入札等参加資格の停止に関する要領の規定に基づき、指名停止措置中の業者に下請負（再委託）させることはできません。

なお、指名停止措置中の業者については、宇治市市民相談室及び宇治市契約課カウンターにおいて公表しています。

最低基準価格及び調査基準価格（低入札価格調査制度）の運用について

この運用は、「予定価格及び最低制限価格の設定に関する要領」第2条第9号で規定する最低基準価格及び「低入札価格調査制度の運用に関する要領」第2条の2に規定する調査基準価格に適用するものです。

なお、この運用については、令和5年5月1日以降に発注（公告、公募）したものから適用となります。

工事の種別		直接工事費に 区分するもの	共通仮設費に 区分するもの	現場管理費に 区分するもの	一般管理費に 区分するもの
一般土木工事		直接工事費	共通仮設費	現場管理費	一般管理費
建築工事		直接工事費×0.9	共通仮設費	現場管理費＋ 直接工事費×0.1	一般管理費
機械工事（管工事）		直接工事費×0.9	共通仮設費	現場管理費＋ 直接工事費×0.1	一般管理費
電気工事（建築関係）		直接工事費×0.9	共通仮設費	現場管理費＋ 直接工事費×0.1	一般管理費
昇降機設備工事等		直接工事費×0.8	共通仮設費	現場管理費＋ 直接工事費×0.2	一般管理費
建築に係る解体工事		直接工事費×0.8	共通仮設費	現場管理費＋ 直接工事費×0.2	一般管理費
上下水道等工事 （機械設備工事） （電気設備工事）	機器費	機器費×0.6	機器費×0.1	機器費×0.2	機器費×0.1
	工事費	直接工事費	共通仮設費	現場管理費 据付間接費 設計技術費	一般管理費
最低基準価格、調査基準価格		×0.97	×0.9	×0.9	×0.68

- * 上記以外の工事については、一般土木工事の算出を適用します。
- * 昇降機設備工事等とは、それ以外に製造部門を持つ専門工事企業対象工事も含みます。
- * 最低基準価格、調査基準価格の設定にあたり、共通仮設費及び現場管理費については、それぞれ積上げによる費用を含むものとします。
- * 複数の工事種別から構成される工事においては、上記の対象工種毎に算出したものの和を最低基準価格、調査基準価格とします。

電子契約サービスの運用開始について

この度、契約手続きの効率化及びペーパーレス化の推進を目的として、電子契約サービスの運用を開始します。

●電子契約の概要

電子契約とは、インターネットを利用し、契約書の確認及び締結を行う仕組みであり、紙媒体による印刷、押印及び郵送等の手続きを要しないものです。詳細は以下の URL を参照してください。

(宇治市電子契約サービス URL) <https://www.city.uji.kyoto.jp/soshiki/27/102646.html>

●対象となる契約

令和 8 年 8 月 1 日以降に公告する、建設工事、測量・建設コンサルタント等業務、物品等の供給及び役務の提供案件のうち、受注者が電子契約を希望する案件に利用いただけます。

なお、法令で書面による契約が義務付けられているもの、少額随意契約のもの（工事等担当課が見積書を徴収し契約する案件）及び受注者が電子契約を希望されないものについては、従来どおり書面による契約とします。

●手続きの流れ

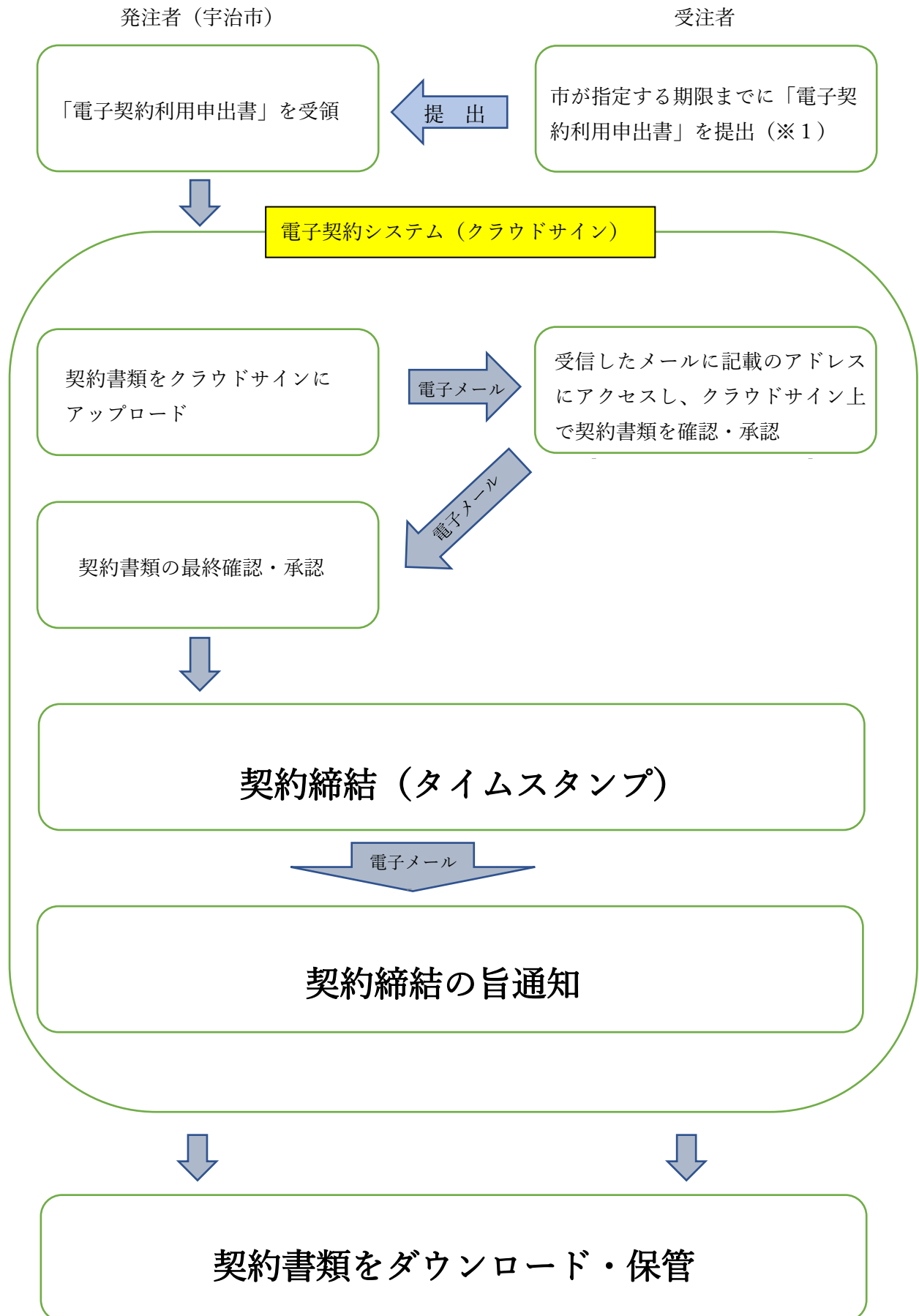
別紙、「電子契約フロー」図をご参照ください。

●留意事項

電子契約利用申出書に記載可能なメールアドレスは、契約締結権限者及び担当者の計 2 名までとします。なお、同一メールアドレスの重複登録は認められません。

●電子契約による契約を希望される場合は、別添の「電子契約利用申出書」に必要事項を記入の上、参加表明時に、京都府電子入札情報公開システムを通じて添付書類として提出してください。

電子契約フロー



※１ 建設工事及び測量・コンサルタント等業務は、京都府入札情報公開システムにて参加表明時に添付書類として提出。物品等の供給及び役務の提供は参加表明書に電子契約を希望する旨を記入し、落札業者のみ電子メールにて提出。